

H23 5/25 夕刊 (日経)

27億円脱税に実刑

大阪地裁
判決

父親の遺産約60億円を

自宅に隠し相続税で過去

最高の約29億5千万円を

脱税したとして相続税法

違反罪に問われた会社役

員、李初枝被告(67)に

大阪地裁(横田信之裁判

長)は25日、懲役2年6

月、罰金5億円(求刑懲

役4年6月、罰金10億円)

の実刑を言い渡した。

脱税額は検察側の主張

より少ない約27億9千万

円と認定した。

これまでの公判で、検

察側は「未曾有の巨額相

続税脱税事件で、隠匿行

為は長期間にわたる。父

親の死亡に備えて計画的

に準備された悪質な犯

行」と主張。李被告は起

訴内容を大筋で認める一

方、「自宅にあった現金

すべてが相続した遺産で

はなく、預金の中には役

員報酬分も含まれてい

る」と主張し、脱税額に

ついて検察側と争ってい

た。